

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

携帯でやり取りした人に騙されたようなのですが…

70代の女性です。
5年前に娘が携帯電話を買ってくれ、携帯メールも打てるようになりました。そのうち孫が教えてくれて、クイズサイトを使うようになりました。
問題はここからです。
いつの間にか有料メール交換サイトというのに登録されていたらしく、メールが次々と届くようになりました。関心のある内容もあったので、いくつかに返信しました。最初は無料だったのですが、そのうち送受信のためにポイントの購入を求められ、まず5000円を振り込みました。
1回の送信と閲覧で数百円か

かります。医師や女性社長、弁護士などいろいろな人物がメールを送ってきて、私が「生活が苦しい」と打ち明けると「支援させてください」と言って、複数の人物が数十万円から数百万円もの提供を申し出てきました。「受け取ります」と返信すると「サイトでポイントを譲渡したので、手続きして換金してもらって下さい」と指示されました。サイト内で手続きをすると、

手数料として数千円をサイトの口座に払うよう求められ、振り込みました。私の銀行口座番号も伝えました。そうしたやり取りを何度も繰り返しましたが、ただの一度もお金をもらったことはありません。
今までに200万円近くも使ってしまった。今になって、どうやら騙されたような気もするのですが、娘らには言えないし、どうしたらよいでしょうか。

共謀者を使った詐欺です。訴訟を起こすのも不可能ではありません。

結論から申し上げて、完全に騙されています。きつい言い方かもしれませんが、お金を見知らぬ人にあげたり、それをもらった、といったうまい話が世間にあるはずはなく、その時点で詐欺だと気づかねばなりませんでした。

ご相談の「有料メール交換サイト」は、一般的に「出会い系サイト」と呼ばれています。「会いたい」とか「悩みを聞いて」といった内容のメールをやりとりするうちに、多額の利用料を払ってしまったという被害が後を断ちません。

異性との出会いを求めて自らの意思で登録した人だけではなく、懸賞サイトなどに登録後に届くようになった迷惑メールや、SNS（会員制交流サイト）内で届いたメールから被害に遭う人も多いのです。

メールの相手は実在ではなく、大半はサクラと見られています。つまり、サイトが雇ったアルバイトで、適当にうまいことを言ってくるのです。
そこで、メールをやりとりし

た相手はサクラで違法だったとして、利用料の返還などを求める訴訟も相次いでいます。サイトだけではなく、支払いを認めているクレジットカード会社に対しても訴訟を起こすケースも多いようです。

この訴訟の難しいところは、サクラであることの立証が、メール本文をサイト上で閲覧する形を取るため記録が残らず、そのやりとりが被害者の証言のみに基づかざるをえないことです。従って、泣き寝入りせざるをえないことも多かったのですが、昨年、画期的な判決が出ました。サイトを運営する業者

を「詐欺に該当する違法なサイト運営」と認定し、30代女性が1年4カ月間に支払った利用料など約600万円全額を支払うように命じたものです。つまり、「サクラを使って被害者にポイント消費させるのが被告会社の業務形態であったと認められ、むしろサクラでなかったとは考えにくい」としたのです。

ですから、ご相談者の場合もサイトにまずは内容証明を出して返還を求め、その上で訴訟を起こすのも不可能ではないと思います。それはともかく、今以上に被害額を増やさないうよう、十分に気をつけてください。

